

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7月 1日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町 2番24号
【電話番号】	高知(088)822-9311(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営統括部長 和田 広男 (注) 和田広男の氏名に関しましては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上、使用できる文字で代用しております。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町 3丁目10番 7号 株式会社高知銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 山本 一也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町 5番地 5) 株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町 3丁目10番 7号) 株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町 2丁目32番地) 株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江 1丁目 1番21号)

(注) 徳島支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当行第133期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金1円50銭

当行第1種優先株式1株につき金1円87銭2厘

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、森下勝彦、岡林豊、田中克典、和田広男、植田茂、島田京子、岩崎文明および松岡正憲を選任する。

< 株主提案（第3号議案から第6号議案まで）>

第3号議案 取締役1名解任の件

社外取締役島田京子を解任する。

第4号議案 監査役1名解任の件

常勤監査役立岩幸二を解任する。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

監査役を廃止して3つの委員会を設置するよう定款変更を求める。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

前年度の提案権投票結果を「株主総会招集通知書」に掲載することを定款に定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	59,413	1,324	0	（注1）	可決（97.77%）
第2号議案					
森下 勝彦	58,983	1,751	0	（注2）	可決（97.07%）
岡林 豊	58,978	1,756	0	（注2）	可決（97.06%）
田中 克典	58,998	1,736	0	（注2）	可決（97.09%）
和田 広男	58,998	1,736	0	（注2）	可決（97.09%）
植田 茂	58,998	1,736	0	（注2）	可決（97.09%）
島田 京子	58,703	2,031	0	（注2）	可決（96.60%）
岩崎 文明	58,978	1,756	0	（注2）	可決（97.06%）
松岡 正憲	58,998	1,736	0	（注2）	可決（97.09%）

（注1）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注2）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

<株主提案（第3号議案から第6号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （反対の割合）
第3号議案					
島田 京子	6,029	54,697	0	（注3）	否決（90.01%）
第4号議案					
立岩 幸二	5,867	54,859	0	（注4）	否決（90.28%）
第5号議案	6,440	54,277	9	（注4）	否決（89.32%）
第6号議案	5,944	54,782	0	（注4）	否決（90.15%）

（注3）議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注4）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、第1号議案から第2号議案までについては、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第3号議案から第6号議案までについては、会社法に則って決議が否決されることが明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

以上